



エコリース促進事業

2019年度要求額
1,900百万円 (1,900百万円)

背景・目的

低炭素機器の普及を進めるにあたり、多額の初期投資(頭金)が必要となる点を解決する必要がある。頭金を要しないリースという金融手法を活用し、低炭素機器の導入を加速させる。

事業スキーム



事業概要

※本事業は平成23年度より実施。

エコリース促進事業 (1,900百万円)

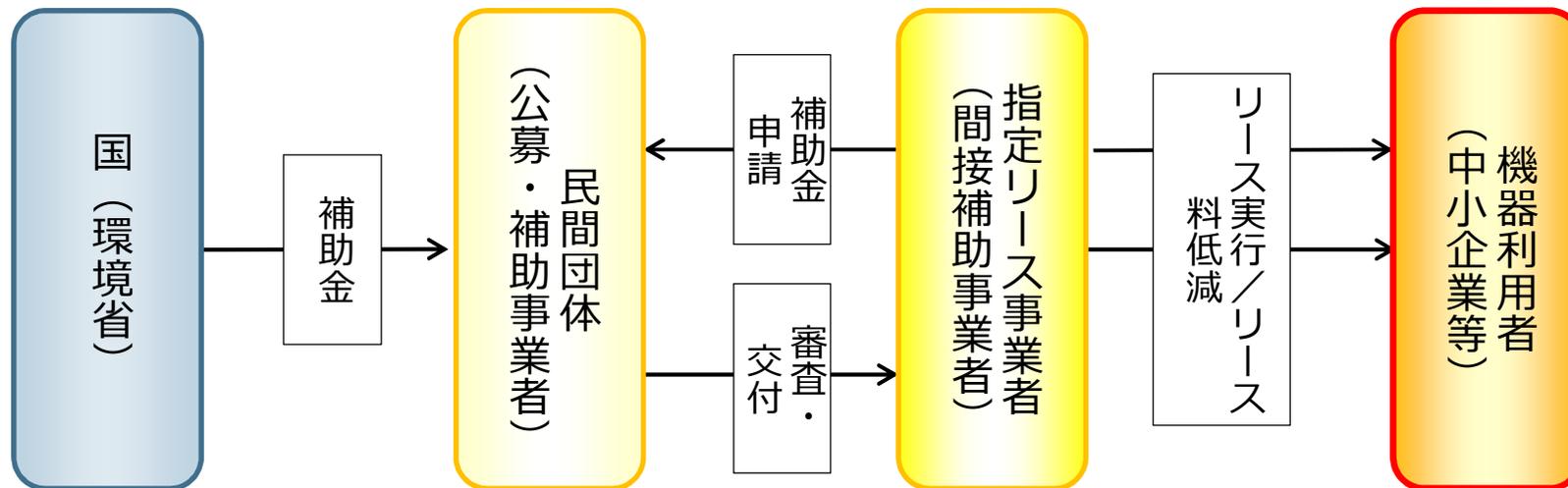
中小企業や個人事業主等が、リースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料総額の2%から5%を指定リース事業者に助成(ただし東北3県に係るリース契約は10%)し、リース料の低減を行う(他に補助制度がある場合はどちらかを選択する。)

※低炭素機器の例：太陽光パネル、発光ダイオード照明装置(LED)、高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等

期待される効果

平成32年度までに、中小企業へのリースによる低炭素機器導入率が10%になることを目指す。加えて、平成32年度までに、低炭素機器を取り扱うリース事業者の割合が全リース事業者の30%である90社となることを目指す。

イメージ



対象製品イメージ

